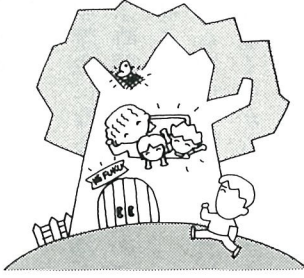


# 住民税シリーズ

(その9)



## 土地建物等の譲渡所得の課税の特例

土地建物等の譲渡所得に対する住民税については、他の所得と分離して次のように課税されます。

(1)譲渡した年の1月1日において所有期間が10年を超える土地建物等の譲渡所得(長期譲渡所得といいます。)

(ア)特別控除後の譲渡益4000万円以下の部分＝譲渡益の6%(県民税2%、町民税4%)で課税

(イ)特別控除後の譲渡益4000万円を超える部分＝譲渡益の2分の1を総合課税した場合の当該4000万円を越える部分に係る上積み税額で課税

(2)譲渡した年の1月1日において所有期間が10年以下である土地建物等の譲渡所得(短期譲渡所得といいます。次)の(ア)又は(イ)のうち多い金額で課税

(ア)課税短期譲渡所得金額×12%(県民税4%、町民税8%)

(イ)

$$\left\{ \left( \frac{\text{課税短期譲渡所得}}{\text{所得税法上の特別控除額}} + \frac{\text{課税総所得金額}}{\text{課税総所得金額}} \right) \times \text{町民税・県民税の税率} - \left( \frac{\text{課税総所得金額}}{\text{課税総所得金額}} \times \text{町民税・県民税の税率} \right) \right\} \times 110\%$$

## 利子所得、配当所得の特例

(1)所得税で源泉分離課税を選択した定期預金の利子や証券投資信託の収益の分配金については、課税されません。

(2)所得税で源泉分離課税を選択した株式などの配当については、他の所得と合算して課税されます。

(3)所得税において確定申告不要とされている普通預金などの利子や年10万円以下の少額配当については課税されません。

(このほかの特例に関することは税務課へおたずねください。)

以上10回にわたって住民税のあらましについてお話ししましたが、紙面の都合で細部についてお伝えできませんでした。

税金は、皆さんの目の直接とどかないところでも、大変お役に立っています。今後も納税についてご理解をお寄せください。

(おわり)

みんなで見ましょう

メイ「の

知っておきたい

税情報

(フジテレビ) 前11:15~11:30

3/8おすみですか、確定申告

「相談の受け方、申告書の提出を忘れると」

3/5確定申告が間違っていたら  
「修正申告、期限後申告、更正の請求」

3/2脱税Gメン

「査察制度の意義、脱税は割に合わない」

3/9税に不服があるときは

「不服申立ての手続き等」

## 学年末 学期始めの非行防止

三、四月は、進級、進学あるいは就職のシーズンです。子どもたちは、新しい環境に対する期待と不安で動揺しているときです。また、学校から開放される楽しい春休みのときでもあります。

春休みが終わり、新学期に入るところになると、少年の非行が増えてきます。これには、

○休み中の遊びぐせが継続する。

○新しい環境になじめず、一人で悩み逃避に走る。

などの理由があげられます。この結果、ほんのささいなことがきっかけで、●万引きなどの非行に走る ●家出中に暴力団などにだまされて売春をさせられた ●スナックやバーで深夜まで働かされた ●覚

せい剤をうたれたなどの被害にあう少年少女が増えています。

県警では、例年この時期を、「家出少年の発見見保護活動及び福祉犯取締り強化月間」と定め、取締りを強化しています。

家出や非行に走っていると、思われる少年たちを見かけたら、お近くの交番や警察にご連絡ください。地域ぐるみで、少年を非行から守りましょう。

